

## 石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度信用保証料補助金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日

要 綱 第 1 6 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、町内中小企業者の経営合理化に必要な資金の円滑化を図るため、石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱(昭和 54 年要綱第 6 号。以下「融資要綱」という。)による融資を受けた者に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和 49 年規則第 13 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において当該融資に係る信用保証料(以下「保証料」という。)の補助を行なうことを目的とする。

### (補助金の額)

第 2 条 補助金の額は、融資要綱に基づき融資を受けた者に対し補助するものとし、その算出額は福島県信用保証協会が定める信用保証料徴収事務取扱要領により納付した保証料の額とする。ただし、この場合の補助金の額は、当該融資の当初の契約時に支払った保証料の額のみとする。

### (補助金の交付申請)

第 3 条 補助金を受けようとする者は、石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度信用保証料補助金交付申請書(第 1 号様式)に信用保証料計算書を添えて町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第 4 条 町長は前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付決定をしたときは、速やかに石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度信用保証料補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

### (補助金の交付請求)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度信用保証料補助金交付請求書(第 3 号様式)を町長に提出しなければならない。

### (実績報告)

第 6 条 補助金の交付を受けた者は、速やかに、当該融資実行金融機関の証明を受けた、石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度信用保証料補助金実績報告書(第 4 号様式)を町長に提出しなければならない。

### (補助金の取消し及び返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受け、若しくは受けようとする者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 当該融資の全部又は一部を繰上償還した場合で保証料の返戻金があったとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年1月1日から適用する。